

舟運による周遊性向上事業業務委託 企画提案公募要項

大阪府では、「水と光の首都大阪」の実現に向けて、大阪市や経済団体と連携し、大阪の都心を囲む水の回廊を活かした、水辺のにぎわい創出や舟運の活性化の取組みを進めています。

このたび、今後のさらなる舟運の活性化を図り、水都大阪の魅力発信につなげるため、舟運事業者等の民間事業者による水の回廊を周回する航路の創出をめざして、社会実験や調査検討を行う「舟運による周遊性向上事業」を実施します。

実施にあたっては、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務の概要

(1) 業務名

舟運による周遊性向上事業業務委託

(2) 業務の趣旨・目的、内容

仕様書を参照のこと。

(3) 委託上限金額

17,588,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木曜日）まで

2 スケジュール

令和 7 年 6 月 12 日（木曜日）	公募開始
令和 7 年 6 月 19 日（木曜日）	説明会開催
令和 7 年 6 月 26 日（木曜日）	質問受付締切
令和 7 年 7 月 14 日（月曜日）	提案書類提出締切
令和 7 年 7 月下旬	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和 7 年 8 月上旬	契約締結・業務開始
令和 8 年 3 月 19 日（木曜日）	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要項等の配布及び応募書類の受付

ア 公募要項等の配布方法

大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課ホームページからダウンロードしてください。(<https://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/mizutohikari/index.html>)

※窓口・郵送による配布は行いません。

イ 応募書類の受付期間

令和7年6月 12 日(木曜日)から令和7年7月 14 日(月曜日)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

ウ 受付場所

大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課水と光のまち・にぎわいの森推進グループ

住 所:大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府庁咲洲庁舎37階

電話番号:06-6210-9332

エ 提出方法

書類は、4(1)ウ 受付場所に持参してください。(郵送、メール等による提出は認めません。)

※持参する際は、事前にお電話にてご連絡ください。

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書 (様式 1: 1部)

イ 企画提案書 (様式 2: 正本1部、副本7部、別添仕様書に基づき作成)

*企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ 応募金額提案書 (様式3: 正本1部、副本7部)

エ 事業実績申告書 (様式4: 正本1部、副本7部)

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書 (様式 5: 1部)

② 共同企業体協定書(写し) (様式 6: 1部)

③ 委任状 (様式 7: 1部)

④ 使用印鑑届 (様式 8-1、様式 8-2: 1部)

カ 誓約書(参加資格関係) (様式 9: 1部)

キ 事業実施体制の組織表(様式自由: 正本1部、副本7部、各構成員の役割分担等が明示されているもの)

[添付書類] (正本1部を提出してください。共同企業体すべての構成員分を提出してください)

ア 定款又は寄付行為の写し (1部) (原本証明してください。)

イ ① 法人登記簿謄本 (1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書 (1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明 (1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書 (各1部) (未納がないことの証明: 発行日から3カ月以内のもの)

① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（正本1部・副本7部：最近3カ年のもの、半期決算の場合は2期分×3カ年）

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

a 常時雇用労働者数が40人以上の事業主の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・令和6年6月1日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

b 常時雇用労働者数が40人未満の事業主の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式10）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本1部、副本7部をそれぞれ1部ずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

ウ 副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容をより客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容や担当者名簿の個人情報が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください。

エ 正本の表紙及び背表紙については、提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。副本は、表紙・背表紙ともに不要です。

<記入例> 「舟運による周遊性向上事業業務委託」提案書

株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

本件企画提案の募集にかかる説明会を次のとおり開催します。応募を検討している者はできる限り参加してください。

(1) 説明会の開催方法等

日 時：令和7年6月19日（木曜日）午前10時から

方 法：オンライン会議システム **Microsoft Teams** によりオンライン開催

※ 参加 URL 等は受付終了後に、説明会への申込メールアドレスに送信します。

※ 同システムを利用できない場合等は個別にご相談ください。

(2) 申込方法

電子メールで下記アドレスまでお申し込みください。

※ 電子メールアドレス: toshimiryoku-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

※ 件名に「【説明会申込み:舟運による周遊性向上事業業務委託<事業者名>】」と明記してください。電子メール本文に、①参加事業者名、②参加者の職・氏名、③電子メールアドレス、④電話番号を記入してください。

※ 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9332)をお願いします。(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで)

※ 電子メール以外(口頭、電話等)による申し込みは受け付けません。

※ 質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

※ 応募にあたって、説明会の参加は必須ではありません。

(3) 説明会への申込期限

令和7年6月17日(火曜日) 午後5時必着

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年6月26日(木曜日) 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにて受付を行います。

※ 電子メールアドレス: toshimiryoku-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

※ 件名に「【質問提出:舟運による周遊性向上事業業務委託<事業者名>】」と明記してください。電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9332)をお願いします。(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで)

※ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

質問への回答は、令和7年7月3日(木曜日)までに魅力づくり推進課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/mizutohikari/index.html>)に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査は、本府に提出した企画提案書類のみを用いて行っていただきます。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審 査 項 目	審 査 内 容	配 点
業務内容に関する提案について	(周回航路の社会実験の実施) ・ 事業化に向けた周回航路の全体コンセプトは、事業の趣旨や目的に基づいた提案となっているか。 ・ 全体コンセプトを実現するための基本的な運航プラン（運航ルート、船舶の定員、社会実験の時期、運航便数、運航時間等）は、将来の事業化に向けて、採算性などのエビデンスを付した具体的かつ実現可能な提案となっているか。 ・ 船舶を停泊させるための網取りや乗船誘導、乗船中の安全確保など、社会実験の参加者や他の船舶に危害が及ぶことのないよう、十分に安全対策を講じた提案となっているか。 ・ 誘客するための取組みが例示で示したもの以外も提示されており、かつ、具体的で実現可能な提案となっているか。 ・ アンケート調査の回答率を高める工夫は、効果や実現可能性が高い提案となっているか。 ・ 利用者や舟運事業者の利便性を図るための提案は、具体的で高い効果が期待できるか。	30 点
	(周回航路の実現に向けた調査検討) ・ 現状分析及び課題抽出について、大阪府が示した課題に対して具体的な解決策が示されているか。 ・ 上記の提案に加えて、事業者独自のノウハウや知見を活かした多面的な視点により、課題を抽出し、解決策が提案できているか。 ・ 調査分析の進め方や手法については、独自のノウハウや知見を活かせる調査項目を設定するなど、具体的な内容の提案となっているか。 ・ 提案された事業化プランは、実現可能性が高い内容となっているか。	40点
実施体制及びスケジュール	・ スケジュールは現実的な工程となっているか。 ・ 業務責任者が配置され、業務を確実に実施するために必要な知見、スキル、ノウハウ等を有した人員が配置されているか。 ・ 提案事業者の強み（類似の運営実績・調査実績、コンサルティング経験、企業ネットワーク、専門性、独自性など）があるか。 ・ 本業務の安定的な運営が可能となる財政的基盤かどうか。	20点
障がい者雇用	・ 企業全体において、常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。 ※ 共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。	5 点
価 格 点	(価格点の算定式) 満点(5点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※小数点以下は切り捨て	5 点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を魅力づくり推進課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/mizutohikari/index.html>)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
*品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 本件委託業務に係る企画提案の募集に応じた者(以下「応募提案者」という。)のうち、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を経て、最も優れた企画を提案した者(以下「最優秀提案事業者」という。)と契約条件を協議の上、発注者において決定し、契約を締結する。なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。
- (2) 採択された提案については、採択後に発注者と詳細を協議すること。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、各年度精算払いとする。ただし、発注者と協議のうえ、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合は、前金払をすることができるものとする。
- (4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式11)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要項、仕様書等を熟読し遵守してください。